

瀬戸市の中小企業支援施策 『瀬戸市省エネ促進事業補助金』 概要

瀬戸市では、エネルギー価格高騰対策支援として、省エネルギー診断に基づき、省エネルギー設備等を導入する市内の中小企業者にその費用の一部を補助します。

◆ 支援対象事業者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・ 瀬戸市内の中小企業者である者
- ・ 市税の滞納のない者
- ・ 国、県その他の機関から当該事業に係る他の補助金の交付を受けていない者

◆ 補助対象事業（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・ 省エネルギー診断による提案に基づき、市内に所在する事業所に省エネルギー設備等を導入する事業であること
- ・ 事業が補助金の交付申請時において未着工であること
- ・ 補助対象経費が30万円以上であること
- ※ 省エネルギー診断とは、エネルギー管理士の資格を有する者の参画を得て、対象とする施設全体のエネルギーの使用状況等の調査・分析に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する措置を明らかにし、エネルギー及びコストの削減効果を数値で明示した報告書が作成されるものに限り、
- ※ 省エネルギー設備等とは、エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により、既存の設備と比較してエネルギー消費の削減に寄与する設備をいいます。ただし、次に掲げる設備等を除きます。
 - (1) 中古品又はリース契約に基づき取得した設備等
 - (2) 自宅兼事業用家屋で省エネ診断を受けた場合、居住スペースでの取り組み
 - (3) 複数の事業者で共同所有する設備等
 - (4) 完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）とその子会社の間で売買に基づき取得した設備等

◆ 対象経費、補助率及び補助上限額

補助対象経費の区分	経費の内容	補助率	補助上限額
(1) 省エネルギー設備等の購入代金	省エネルギー設備等本体のほか、省エネルギー設備等の導入に必要な附属機器の購入に要する経費	補助対象経費の1/3	上限100万円 (1)(2)(3)(4)の合計
(2) 運搬費	省エネルギー設備等の運搬に要する経費		
(3) 据付工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費		
(4) 設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費		

◆ 補助事業の実施期間

交付決定日から令和6年2月28日までに事業完了するものが補助の対象です。

◆ 補助金の交付決定等

- (1) 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払です。
- (2) 補助金の交付対象となる経費は、令和6年2月28日までに事業完了（納品・検収・支払いも含む）するものに限り、

◆ 交付申請期間

募集開始日から令和5年12月28日まで（必着）

※ただし、予算の上限に達し次第、申請を締め切ります。

◆ 申請方法及び郵送先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送とします。

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

瀬戸市役所産業政策課 瀬戸市省エネルギー促進事業補助金担当 宛て